

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年 6 月10日提出
【発行者名】	MDAMアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3587
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	MDAM・TOPIXオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1 , 0 0 0 億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MDAM・TOPIXオープン（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

### (5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでもお申込単位は販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

### (7)【申込期間】

平成22年6月11日（金）から平成23年6月10日（金）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

## (9) 【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

## (11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

MDAM・TOPIXオープンは、「MDAM・TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信／国内／株式／インデックス型」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨および各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

##### <ファンドの属性およびその定義>

- |                                  |     |   |
|----------------------------------|-----|---|
| 1. 投資対象資産による属性区分                 | ... | <p>その他資産(投資信託証券(株式 一般))</p> <p>目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として株式(大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。</p> |
| 2. 決算頻度による属性区分                   | ... | <p>年1回</p> <p>目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>  |
| 3. 投資対象地域による属性区分                 | ... | <p>日本</p> <p>目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。</p>   |
| 4. 投資形態による属性区分                   | ... | <p>ファミリーファンド</p> <p>目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。</p>   |
| 5. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 | ... | <p>TOPIX</p>  |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限 1,000億円

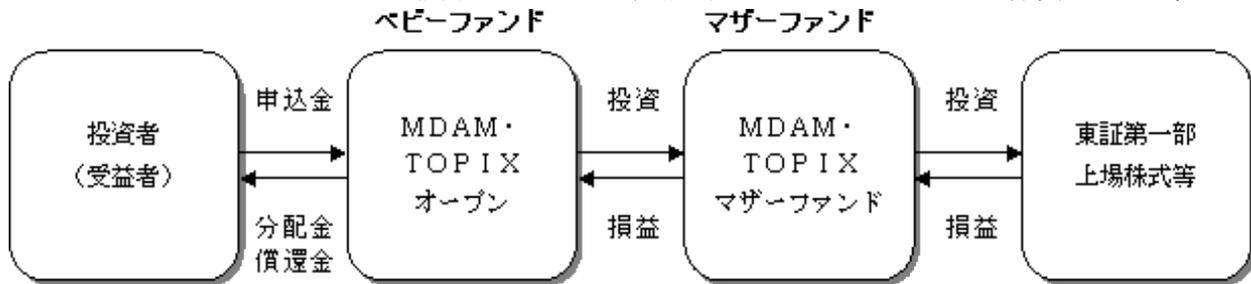
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

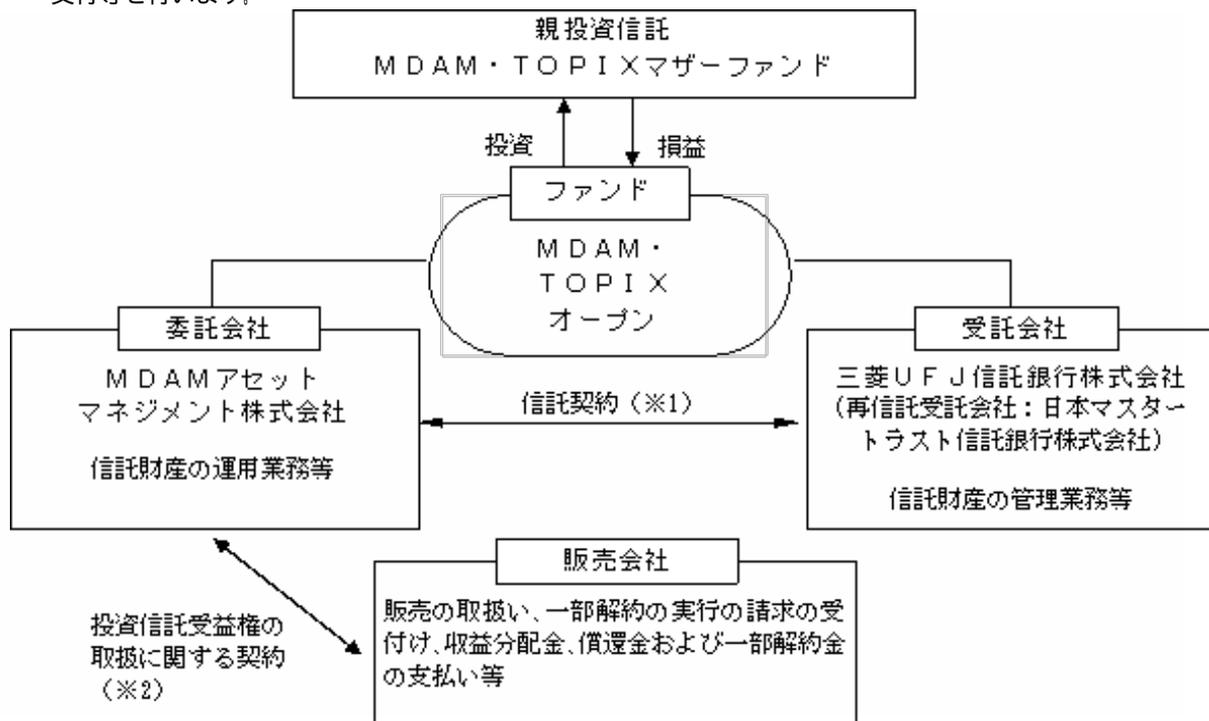
運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「MDAM・TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： MDAMアセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24 - 24a	1,261株	10%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 運用方針

「MDAM・TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

## 運用の形態等

ファミリーファンド方式を利用してTOPIX（東証株価指数）をベンチマークとしたパッシブ運用を行います。

## 投資対象

MDAM・TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、当ファンドにおいて直接、東証一部上場銘柄に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）先物取引を行うことがあります。

## 投資態度

1. 東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
2. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
3. 株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。
5. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等の事情によっては、このような運用が出来ない場合があります。

## TOPIXとは

TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、東京証券取引所が算出、公表を行っています。東京証券取引所第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

TOPIX（東証株価指数）は、昭和43年1月4日における東京証券取引所第一部全体の時価総額を基準として、現在の東京証券取引所第一部全体の時価総額がどれくらい増減しているのかということを表しています。なお、この基準となる時価総額を「基準時価総額」といいますが、この数値は、新規上場や上場廃止など、市況変動以外の要因で時価総額が変動する場合には、連続性を維持するために、その都度修正されます。

TOPIXは以下の計算式で算出されます。

$$\text{TOPIX} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

1. TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所といいます。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
2. 東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
3. 東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
4. 東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
5. ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が乖離することがあります。
6. ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
7. 東京証券取引所は、ファンドの購入者又は公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
8. 東京証券取引所は、当社又はファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
9. 上記に限らず、東京証券取引所はファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

(参考) 親投資信託の概要

「MDAM・TOPIXマザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場銘柄の株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。

株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

〔投資対象ユニバースの決定〕

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高く、時価総額が極めて低い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

〔組入銘柄および株数の決定〕

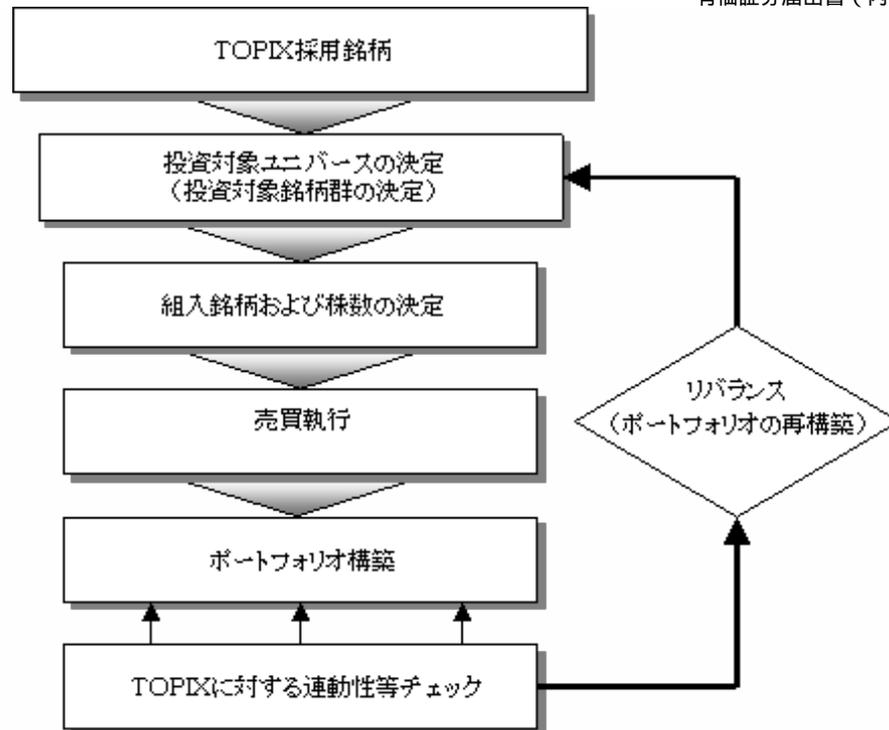
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

〔ポートフォリオの構築〕

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

〔リバランス〕

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

### (2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限り、ます。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「MDAM・TOPIXマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限り、ます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## (3) 【運用体制】

## 1. 運用体制

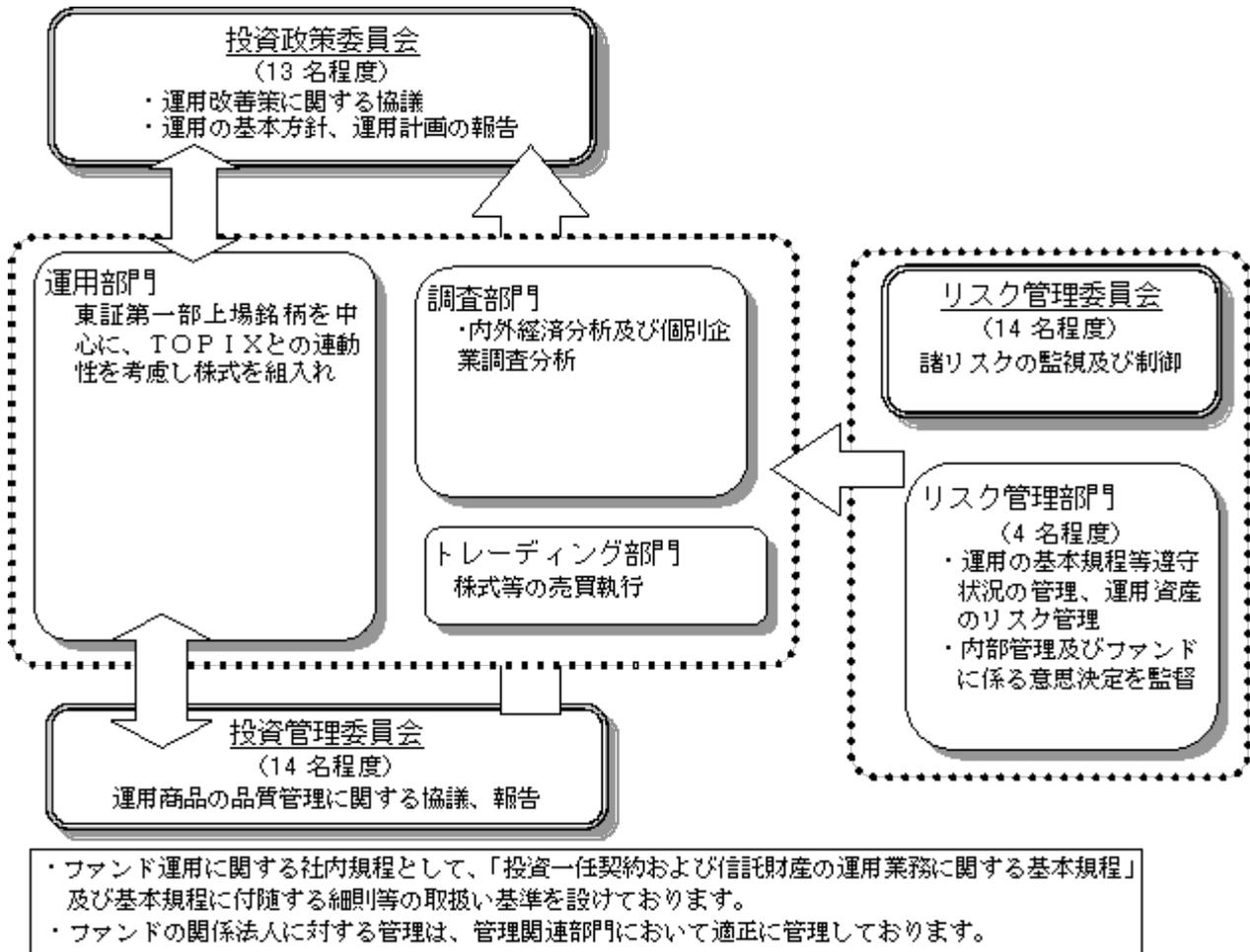
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年1回（原則3月10日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

##### 株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(注)実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

##### 新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### 投資信託証券の投資制限（約款 運用の基本方針）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、制限を設けません。

##### 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への投資は行いません。

##### 投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲(約款第20条)

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

- 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第23条)

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ(約款第30条)

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 上記1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

#### 1. 値動きの主な要因

##### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

##### インデックスとの乖離に係る留意点

ファンドはTOPIX（東証株価指数）に連動する投資成果を目指しますが、主として以下の理由により基準価額と当該指数との間に乖離が生じることがあります

1. TOPIX（東証株価指数）の構成銘柄のすべてを組入れていないことによる、または、ファンドの構成銘柄のウェイトがTOPIXの構成銘柄のウェイトと異なることによる影響
2. 信託報酬、監査報酬および売買委託手数料等を負担することによる影響
3. 株式売買時の約定価格または当該指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致による影響
4. 株価指数先物と当該指数の動きの不一致による影響（先物を利用した場合）
5. ファンドの流動性確保のために現金・預金等を保有することによる影響

## 2. その他のリスク・留意点

### 流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

### 金利変動リスク

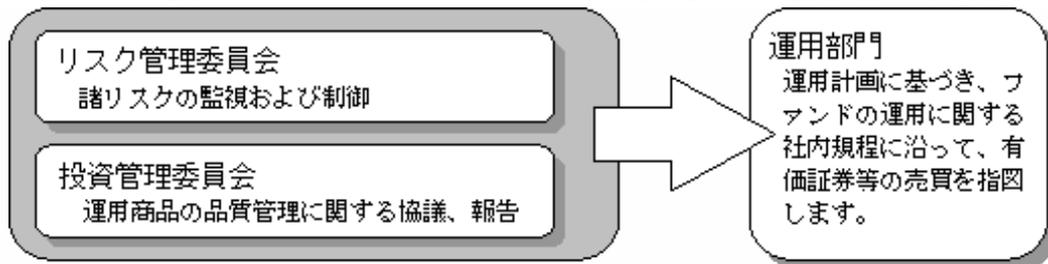
公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

### ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## (2) リスク管理体制

1. ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。
2. リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。
3. 投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める率を乗じて得た金額となります。

なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、現在のところすべての販売会社で無手数料となっております。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいてき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.6300%（税抜0.60%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は以下のとおりです。

合 計	委託会社	販売会社	受託会社
年0.6300% (税抜0.60%)	年0.2730% (税抜0.26%)	年0.2625% (税抜0.25%)	年0.0945% (税抜0.09%)

「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に係る監査報酬はファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

### 1)個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1.個人の受益者に対する課税

##### <収益分配金（普通分配金）に対する課税>

平成23年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。平成24年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

##### <一部解約時および償還時に対する課税>

平成23年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

平成24年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

##### <損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

#### 2.法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成24年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

##### 確定拠出年金制度を利用する場合について

確定拠出年金制度に関する掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

## 2) 個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

#### ＜収益分配金の課税と個別元本のイメージ＞

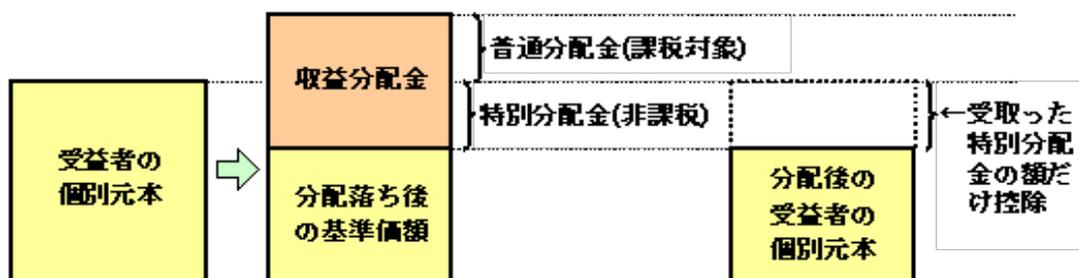
##### ① 収益分配金が全額普通分配金になる場合



##### ② 収益分配金が全額特別分配金になる場合



##### ③ 収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

以下は平成22年4月26日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
MDAM・TOPIXマザーファンド受益証券	156,019,793	99.91
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	141,102	0.09
合計(純資産総額)	156,160,895	100.00

(参考)マザーファンドの投資状況

MDAM・TOPIXマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,802,956,060	97.99
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		118,766,495	2.01
合計(純資産総額)		5,921,722,555	100.00

その他資産として下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いています。

資産の名称	取引所	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)TOPIX先物 1006	東京証券取引所	109,615,000	1.85

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

## 1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価 /簿価額(円)	評価単価 /評価額(円)	投資比率 (%)
1	MDAM・TOPIX マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	116,484,839	1.2291 143,177,366	1.3394 156,019,793	99.91

## 2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.91
合計	99.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考) マザーファンドの投資資産

## MDAM・TOPIXマザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	59,700	3,445.00	205,666,500	3,690.00	220,293,000	3.72
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	325,400	457.05	148,724,070	510.00	165,954,000	2.80
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	37,000	3,245.35	120,077,950	3,310.00	122,470,000	2.07
4	日本	株式	キヤノン	電気機器	27,000	4,000.50	108,013,500	4,395.00	118,665,000	2.00
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	32,600	2,867.92	93,494,192	3,285.00	107,091,000	1.81
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	34,200	2,335.24	79,865,208	2,310.00	79,002,000	1.33
7	日本	株式	任天堂	その他製品	2,500	27,500.00	68,750,000	31,600.00	79,000,000	1.33
8	日本	株式	ソニー	電気機器	23,200	3,375.87	78,320,184	3,295.00	76,444,000	1.29
9	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	17,900	3,875.20	69,366,080	3,930.00	70,347,000	1.19
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	372,000	185.04	68,834,880	185.00	68,820,000	1.16
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	16,800	4,026.48	67,644,864	4,000.00	67,200,000	1.13
12	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	27,000	2,420.23	65,346,210	2,413.00	65,151,000	1.10
13	日本	株式	パナソニック	電気機器	42,600	1,331.08	56,704,008	1,385.00	59,001,000	1.00
14	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	84,800	651.08	55,211,584	676.00	57,324,800	0.97
15	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	377	138,000.00	52,026,000	149,100.00	56,210,700	0.95
16	日本	株式	三井物産	卸売業	36,400	1,504.89	54,777,996	1,504.00	54,745,600	0.92
17	日本	株式	東芝	電気機器	98,000	439.00	43,022,000	545.00	53,410,000	0.90
18	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	7,900	6,090.00	48,111,000	6,680.00	52,772,000	0.89
19	日本	株式	三菱地所	不動産業	30,000	1,457.00	43,710,000	1,629.00	48,870,000	0.83
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	17,000	2,520.00	42,840,000	2,868.00	48,756,000	0.82
21	日本	株式	ファナック	電気機器	4,400	9,121.18	40,133,192	10,470.00	46,068,000	0.78
22	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	126,000	343.95	43,337,700	347.00	43,722,000	0.74
23	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	17,800	1,959.80	34,884,440	2,445.00	43,521,000	0.73
24	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	52,000	736.10	38,277,200	815.00	42,380,000	0.72
25	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	18,900	2,242.41	42,381,549	2,189.00	41,372,100	0.70
26	日本	株式	信越化学工業	化学	7,400	5,030.00	37,222,000	5,450.00	40,330,000	0.68
27	日本	株式	日立製作所	電気機器	99,000	311.89	30,877,110	405.00	40,095,000	0.68
28	日本	株式	小松製作所	機械	19,600	1,915.00	37,534,000	1,882.00	36,887,200	0.62
29	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	13,100	2,351.59	30,805,829	2,795.00	36,614,500	0.62
30	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	17,300	2,115.04	36,590,192	2,110.00	36,503,000	0.62

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	97.99
合計	97.99

## 3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
電気機器	15.11	証券・商品先物取引業	1.82
銀行業	9.67	サービス業	1.53
輸送用機器	9.54	精密機器	1.51
化学	5.74	非鉄金属	1.33
情報・通信業	5.24	ガラス・土石製品	1.26
卸売業	4.92	繊維製品	0.87
機械	4.54	その他金融業	0.77
電気・ガス業	4.54	石油・石炭製品	0.73
陸運業	3.78	金属製品	0.71
医薬品	3.75	海運業	0.61
小売業	3.56	ゴム製品	0.57
食料品	3.05	パルプ・紙	0.38
鉄鋼	2.48	鉱業	0.35
その他製品	2.46	空運業	0.31
不動産業	2.31	倉庫・運輸関連業	0.22
保険業	2.26	水産・農林業	0.12
建設業	1.98	合計	97.99

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 株価指数先物取引

銘柄名	取引所	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 TOPIX先物 1006	東京証券取引所	買建	11	108,536,454	109,615,000	1.85

(注) 評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成16年3月10日)	4,406,781,560	4,406,781,560	13,725	13,725
第2計算期間末(平成17年3月10日)	2,296,401,146	2,321,924,455	14,396	14,556
第3計算期間末(平成18年3月10日)	2,254,715,716	2,272,879,687	19,861	20,021
第4計算期間末(平成19年3月12日)	255,627,456	257,578,487	20,963	21,123
第5計算期間末(平成20年3月10日)	165,201,789	167,005,605	14,654	14,814
第6計算期間末(平成21年3月10日)	99,702,647	99,702,647	8,541	8,541
第7計算期間末(平成22年3月10日)	144,387,303	146,719,160	11,145	11,325

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成21年4月末日	126,711,980	10,256
平成21年5月末日	138,904,517	10,971
平成21年6月末日	147,000,889	11,366
平成21年7月末日	151,175,486	11,611
平成21年8月末日	153,830,377	11,788
平成21年9月末日	146,924,181	11,182
平成21年10月末日	146,174,949	10,984
平成21年11月末日	136,707,646	10,303
平成21年12月末日	149,405,130	11,144
平成22年1月末日	147,306,358	11,063
平成22年2月末日	141,276,347	10,978
平成22年3月末日	153,021,210	11,919
直近日(平成22年4月26日現在)	156,160,895	12,137

## 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	0
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	160
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	160
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	160
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	160
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	0
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	180

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	37.25
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	6.05
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	39.07
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	6.35
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	29.33
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	41.72
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	32.60

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

4. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。
5. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
6. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ、当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとし、確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

### 換金（解約）手続等

#### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。解約代金は請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

2. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。
3. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
4. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受け付けに係

る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
6. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
7. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。  
確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

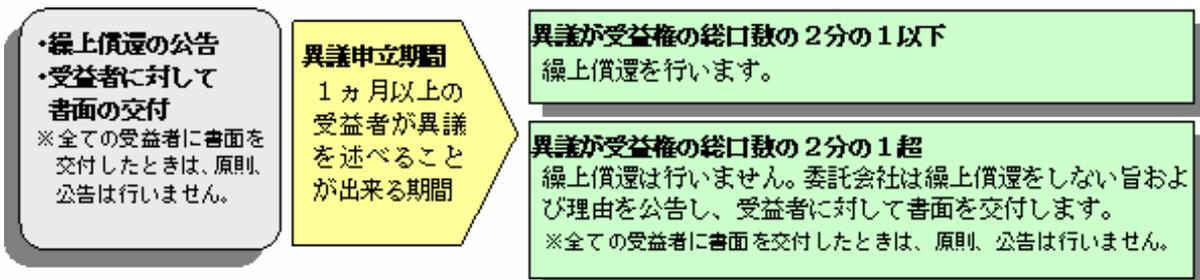
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

### 信託の終了（繰上償還）

当ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、または委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したとき
2. 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

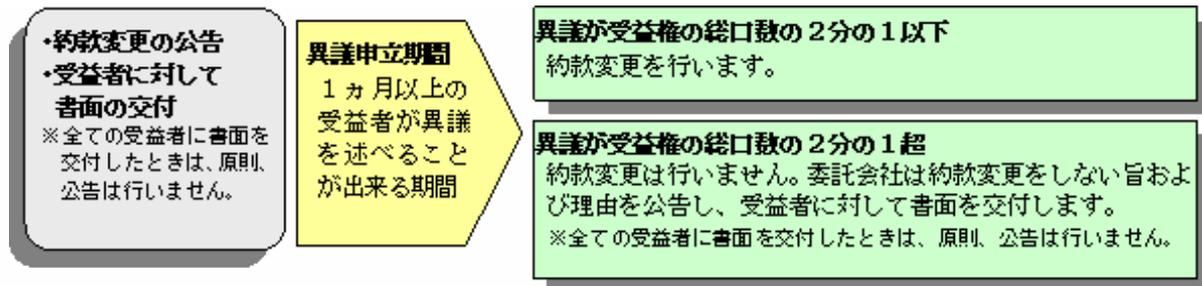


### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け

出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。



#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取することもできます。

#### その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

#### 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 第2【財務ハイライト情報】

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。  
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

### (1)【貸借対照表】

区分	第6期 (平成21年3月10日現在)	第7期 (平成22年3月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	486,120	2,937,737
親投資信託受益証券	99,608,801	144,239,682
未収利息	1	4
流動資産合計	100,094,922	147,177,423
資産合計	100,094,922	147,177,423
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	2,331,857
未払受託者報酬	58,369	68,195
未払委託者報酬	330,720	386,339
その他未払費用	3,186	3,729
流動負債合計	392,275	2,790,120
負債合計	392,275	2,790,120
純資産の部		
元本等		
元本	116,732,346	129,547,663
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,029,699	14,839,640
(分配準備積立金)	68,682,433	60,918,187
元本等合計	99,702,647	144,387,303
純資産合計	99,702,647	144,387,303
負債純資産合計	100,094,922	147,177,423

## (2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第6期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	第7期 (自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	1,276	44
有価証券売買等損益	71,910,744	34,280,881
営業収益合計	71,909,468	34,280,925
営業費用		
受託者報酬	144,829	133,096
委託者報酬	820,611	754,038
その他費用	7,927	7,277
営業費用合計	973,367	894,411
営業利益又は営業損失( )	72,882,835	33,386,514
経常利益又は経常損失( )	72,882,835	33,386,514
当期純利益又は当期純損失( )	72,882,835	33,386,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,115,355	3,252,805
期首剰余金又は期首欠損金( )	52,463,245	17,029,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,122,086	4,067,487
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,751,210
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,122,086	2,316,277
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,847,550	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,847,550	-
分配金	-	2,331,857
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,029,699	14,839,640

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	第7期 (自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価、（2）保管、（3）信託期間、（4）計算期間、（5）その他

2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表、（2）損益及び剰余金計算書、（3）注記表、（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成15年5月23日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレズナーTOPIXオープン」から  
「MDAM・TOPIXオープン」に変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ、当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けした取得申込みの受付けを取消することができるものとします。  
確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま
4. 換金手数料ならびに信託財産留保額はありませ
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしただけでござい

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日と します。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

## (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

## (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3. の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者として、)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

#### その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

#### 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1)収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2)償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

### (4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

### (5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年3月11日から平成21年3月10日まで）及び第7期計算期間（平成21年3月11日から平成22年3月10日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

MDAM・TOPIXオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成21年3月10日現在)	第7期 (平成22年3月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	486,120	2,937,737
親投資信託受益証券	99,608,801	144,239,682
未収利息	1	4
流動資産合計	100,094,922	147,177,423
資産合計	100,094,922	147,177,423
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	-	2,331,857
未払受託者報酬	58,369	68,195
未払委託者報酬	330,720	386,339
その他未払費用	3,186	3,729
流動負債合計	392,275	2,790,120
負債合計	392,275	2,790,120
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	116,732,346	129,547,663
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,029,699	14,839,640
(分配準備積立金)	68,682,433	60,918,187
元本等合計	99,702,647	144,387,303
純資産合計	99,702,647	144,387,303
負債純資産合計	100,094,922	147,177,423

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	第7期 (自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,276	44
有価証券売買等損益	71,910,744	34,280,881
営業収益合計	71,909,468	34,280,925
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	144,829	133,096
委託者報酬	820,611	754,038
その他費用	7,927	7,277
営業費用合計	973,367	894,411
営業利益又は営業損失( )	72,882,835	33,386,514
経常利益又は経常損失( )	72,882,835	33,386,514
当期純利益又は当期純損失( )	72,882,835	33,386,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,115,355	3,252,805
期首剰余金又は期首欠損金( )	52,463,245	17,029,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,122,086	4,067,487
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,751,210
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,122,086	2,316,277
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,847,550	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,847,550	-
分配金	-	2,331,857
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,029,699	14,839,640

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	第7期 (自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価し ております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 (平成21年3月10日現在)	第7期 (平成22年3月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受 益権の総数	116,732,346口	129,547,663口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第55条の6第10号に規定する 額	元本の欠損 17,029,699円	-
3. 当該計算期間の末日における1 単位当たりの純資産の額	0.8541円	1.1145円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 （自平成20年3月11日 至平成21年3月10日）		第7期 （自平成21年3月11日 至平成22年3月10日）	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した116,162,431円が当期の分配対象となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した131,277,902円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は2,331,857円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>	
配当等収益（注A 1）	3,229,239	配当等収益（注A 1）	2,403,044
経費 B	973,367	有価証券売買等損 益 B	31,877,881
収益調整金（その 他収益調整金）C （注2）	47,479,998	解約に伴う当期純 利益分配額 C	3,252,805
分配準備積立金 （配当等収益）D （注3）	33,623	経費 D	894,411
分配準備積立金 （有価証券売買等 利益）（注4） E	66,392,938	繰越欠損金補てん 額 E	27,799,893
分配対象収益合計 F（A - B + C + D + E）	116,162,431	収益調整金（その 他収益調整金）F （注2）	68,027,858
当ファンドの当期 未残存受益権口数 G	116,732,346 （口）	分配準備積立金 （配当等収益）G （注3）	2,030,611
分配可能額 H（F）	116,162,431	分配準備積立金 （有価証券売買等 利益）（注4） H	58,885,617
1口当たり分配可 能額 I（H / G）	0.9951	分配対象収益合計 I（A + B - C - D - E + F + G + H）	131,277,902
1口当たり分配額 J	0	当ファンドの当期 未残存受益権口数 J	129,547,663 （口）
収益分配金額 K	0	分配可能額 K（I）	131,277,902
		1口当たり分配可 能額 L（K / J）	1.0134
		1口当たり分配額 M	0.0180
		収益分配金額 N	2,331,857

第6期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	第7期 (自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息1,276円及び親投資信託からの分配可能額3,227,963円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができ、ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息44円及び親投資信託からの分配可能額2,403,000円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第6期 (平成21年3月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	99,608,801	66,084,895
合計	99,608,801	66,084,895

売買目的有価証券

第7期 (平成22年3月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	144,239,682	30,770,851
合計	144,239,682	30,770,851

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 （平成21年3月10日現在）	第7期 （平成22年3月10日現在）
1. 期首元本額	112,738,544円	116,732,346円
期中追加設定元本額	23,474,826円	28,396,499円
期中一部解約元本額	19,481,024円	15,581,182円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	MDAM・TOPIXマザーファンド	117,373,002	144,239,682	
	合計	117,373,002	144,239,682	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「MDAM・TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「MDAM・TOPIXマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## MDAM・TOPIXマザーファンド

## (1) 貸借対照表

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	153,604,453	19,597,328
株式 1	4,714,066,445	5,620,892,670
未収入金	-	46,621,579
未収配当金	6,854,300	6,184,490
未収利息	434	30
前払金	22,915,000	-
流動資産合計	4,897,440,632	5,693,296,097
資産合計	4,897,440,632	5,693,296,097
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23,619,494	42,515
前受金	-	2,621,000
流動負債合計	23,619,494	2,663,515
負債合計	23,619,494	2,663,515
純資産の部		
元本等		
元本	5,294,825,976	4,630,546,486
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	421,004,838	1,060,086,096
元本等合計	4,873,821,138	5,690,632,582
純資産合計	4,873,821,138	5,690,632,582
負債純資産合計	4,897,440,632	5,693,296,097

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成20年3月11日 至平成21年3月10日)	(自平成21年3月11日 至平成22年3月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	同左

## （貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年3月10日現在）	（平成22年3月10日現在）
1. 1. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 49,500,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 55,150,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,294,825,976口	4,630,546,486口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 421,004,838円	-
4. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9205円	1.2289円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成21年3月10日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	4,714,066,445	3,136,316,706
合計	4,714,066,445	3,136,316,706

## 売買目的有価証券

（平成22年3月10日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	5,620,892,670	1,268,305,803
合計	5,620,892,670	1,268,305,803

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の状況に関する事項

（自平成20年3月11日 至平成21年3月10日）	（自平成21年3月11日 至平成22年3月10日）
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 取引の時価等に関する事項

区分	種類	（平成21年3月10日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	178,445,000 (178,499,494)	- (-)	154,880,000	23,565,000 (23,619,494)
	合計	178,445,000 (178,499,494)	- (-)	154,880,000	23,565,000 (23,619,494)

区分	種類	（平成22年3月10日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	64,036,000 (64,057,515)	- (-)	64,015,000	21,000 (42,515)
	合計	64,036,000 (64,057,515)	- (-)	64,015,000	21,000 (42,515)

## （注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## 2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（ ）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	（平成21年3月10日現在）		（平成22年3月10日現在）	
1．期首元本額		4,647,475,314円		5,294,825,976円
期中追加設定元本額		1,268,294,426円		515,209,044円
期中一部解約元本額		620,943,764円		1,179,488,534円
期末現在における元本の内訳（注）				
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	4,529,280,316円	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	3,566,633,264円
	明治ドレスナー資産形成サポートファンド（隔月決算型）	2,838,245円	MDAM資産形成サポートファンド（隔月決算型）	23,950,820円
	明治ドレスナー資産形成サポートファンド（1年決算型）	1,393,544円	MDAM資産形成サポートファンド（1年決算型）	6,316,317円
	明治ドレスナーTOPIXオープン	108,211,626円	MDAM・TOPIXオープン	117,373,002円
	明治ドレスナーDC・TOPIXオープン	563,624,191円	MDAM・DC・TOPIXオープン	828,924,606円
	明治ドレスナーVA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	89,478,054円	MDAM・VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	87,348,477円
	合計	5,294,825,976円	合計	4,630,546,486円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[次へ](#)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	5,000	200	1,000,000	
日本水産	6,700	259	1,735,300	
マルハニチロホールディングス	14,000	129	1,806,000	
ハウスイ	3,000	111	333,000	
サカタのタネ	1,100	1,214	1,335,400	
ホクト	600	1,872	1,123,200	
ショーボンドホールディングス	500	1,770	885,000	
国際石油開発帝石	26	646,000	16,796,000	
石油資源開発	800	4,475	3,580,000	
東急建設	3,450	243	838,350	
コムシスホールディングス	2,800	862	2,413,600	
高松コンストラクショングループ	700	1,141	798,700	
大成建設	28,000	185	5,180,000	
大林組	16,000	372	5,952,000	
清水建設	17,000	359	6,103,000	
長谷工コーポレーション	27,500	85	2,337,500	
鹿島建設	26,000	209	5,434,000	
西松建設	8,000	113	904,000	
前田建設工業	4,000	282	1,128,000	
奥村組	5,000	324	1,620,000	
戸田建設	6,000	319	1,914,000	
大東建託	2,300	4,390	10,097,000	
前田道路	2,000	738	1,476,000	
東亜建設工業	6,000	100	600,000	
五洋建設	10,000	116	1,160,000	
住友林業	4,100	717	2,939,700	
パナホーム	2,000	637	1,274,000	
大和ハウス工業	14,000	1,004	14,056,000	
積水ハウス	17,000	923	15,691,000	
ユアテック	2,000	420	840,000	
中電工	1,100	1,138	1,251,800	
関電工	3,000	552	1,656,000	
大明	1,300	642	834,600	
きんでん	3,000	781	2,343,000	
東京エネシス	1,000	565	565,000	
日本電設工業	1,000	720	720,000	
協和エクシオ	2,000	742	1,484,000	
九電工	2,000	519	1,038,000	
三機工業	2,000	610	1,220,000	
日揮	6,000	1,704	10,224,000	
中外炉工業	3,000	267	801,000	
太平電業	1,000	787	787,000	
高砂熱学工業	2,000	711	1,422,000	
大気社	1,000	1,472	1,472,000	
日比谷総合設備	1,000	775	775,000	
東芝プラントシステム	1,000	1,048	1,048,000	
日本製粉	4,000	462	1,848,000	
日清製粉グループ本社	5,000	1,211	6,055,000	
昭和産業	5,000	286	1,430,000	
ユニ・チャーム ペットケア	400	2,979	1,191,600	
東洋精糖	4,000	119	476,000	
日本甜菜製糖	5,000	236	1,180,000	
三井製糖	3,000	319	957,000	
アコーディア・ゴルフ	17	90,300	1,535,100	
テンブホールディングス	1,300	651	846,300	
森永製菓	9,000	212	1,908,000	
中村屋	2,000	461	922,000	
江崎グリコ	2,000	1,068	2,136,000	
山崎製パン	4,000	1,133	4,532,000	

森永乳業	6,000	370	2,220,000
ヤクルト本社	3,000	2,760	8,280,000
明治ホールディングス	1,700	3,690	6,273,000
雪印メグミルク	1,400	1,505	2,107,000
日本ハム	4,000	1,129	4,516,000
伊藤ハム	3,000	350	1,050,000
米久	1,000	773	773,000
S Foods	1,000	758	758,000
NECフィールドینگ	1,100	1,235	1,358,500
総合警備保障	2,300	1,019	2,343,700
カカクコム	4	343,000	1,372,000
エムスリー	2	332,000	664,000
ディー・エヌ・エー	6	639,000	3,834,000
博報堂DYホールディングス	700	4,600	3,220,000
パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス	18	61,700	1,110,600
サッポロホールディングス	8,000	453	3,624,000
アサヒビール	9,700	1,767	17,139,900
麒麟ホールディングス	23,000	1,303	29,969,000
宝ホールディングス	5,000	507	2,535,000
コカ・コーラウエスト	1,600	1,483	2,372,800
ダイドードリンコ	300	3,190	957,000
伊藤園	1,600	1,334	2,134,400
キーコーヒー	500	1,602	801,000
ジャパンフーズ	700	831	581,700
日清オイリオグループ	3,000	446	1,338,000
不二製油	1,600	1,413	2,260,800
J-オイルミルズ	3,000	288	864,000
ローソン	1,500	3,800	5,700,000
カワチ薬品	500	1,835	917,500
エービーシー・マート	600	3,045	1,827,000
アスクル	600	1,600	960,000
ポイント	400	5,680	2,272,000
エディオン	2,200	929	2,043,800
サーラコーポレーション	3,000	547	1,641,000
双日	29,000	160	4,640,000
アルフレッサホールディングス	1,100	3,715	4,086,500
キッコーマン	5,000	1,071	5,355,000
味の素	15,000	918	13,770,000
キュービー	2,900	982	2,847,800
ハウス食品	2,300	1,320	3,036,000
カゴメ	2,200	1,628	3,581,600
アリアケジャパン	500	1,352	676,000
ニチレイ	7,000	348	2,436,000
東洋水産	2,000	2,510	5,020,000
日清食品ホールディングス	1,900	3,100	5,890,000
ロック・フィールド	500	1,229	614,500
日本たばこ産業	110	330,500	36,355,000
片倉工業	1,000	810	810,000
ゲンゼ	4,000	327	1,308,000
昭栄	1,200	706	847,200
山下医科器械	300	1,135	340,500
DCM Japanホールディングス	3,000	513	1,539,000
J・フロントリテイリング	13,000	534	6,942,000
ドトール・日レスホールディングス	1,000	1,128	1,128,000
マツモトキヨシホールディングス	900	2,031	1,827,900
ココカラファインホールディングス	400	1,477	590,800
三越伊勢丹ホールディングス	8,200	1,000	8,200,000
東洋紡績	23,000	143	3,289,000
ユニチカ	20,000	73	1,460,000
日清紡ホールディングス	4,000	932	3,728,000
倉敷紡績	7,000	159	1,113,000
ダイワボウホールディングス	5,000	188	940,000
シキボウ	4,000	135	540,000
日東紡績	7,000	189	1,323,000
トヨタ紡織	1,700	1,625	2,762,500
日本毛織	2,000	661	1,322,000

ダイドーリミテッド	1,200	747	896,400
野村不動産ホールディングス	2,200	1,336	2,939,200
日本コークス工業	5,000	124	620,000
JFE商事ホールディングス	3,000	345	1,035,000
サークルKサンクス	1,000	1,129	1,129,000
セブン&アイ・ホールディングス	18,100	1,959	35,457,900
ツルハホールディングス	400	3,400	1,360,000
帝人	20,000	279	5,580,000
東レ	34,000	506	17,204,000
クラレ	7,500	1,173	8,797,500
旭化成	29,000	476	13,804,000
三協・立山ホールディングス	9,000	126	1,134,000
SUMCO	3,000	1,817	5,451,000
アツギ	8,000	116	928,000
ダイニック	4,000	179	716,000
セーレン	2,100	554	1,163,400
ワコールホールディングス	3,000	1,109	3,327,000
ホギメディカル	300	4,435	1,330,500
ITホールディングス	1,900	1,045	1,985,500
コーエーテクモホールディングス	1,000	629	629,000
特種東海ホールディングス	3,000	224	672,000
ダウンゴ	3	163,100	489,300
インターネットイニシアティブ	5	198,500	992,500
ソネットエンタテインメント	3	224,200	672,600
王子製紙	23,000	402	9,246,000
三菱製紙	10,000	110	1,100,000
北越紀州製紙	4,500	453	2,038,500
大王製紙	2,000	743	1,486,000
日本製紙グループ本社	2,500	2,355	5,887,500
レンゴー	4,000	536	2,144,000
昭和電工	31,000	193	5,983,000
住友化学	35,000	408	14,280,000
日産化学工業	4,000	1,269	5,076,000
クレハ	4,000	421	1,684,000
片倉チッカリン	1,000	271	271,000
日本曹達	4,000	370	1,480,000
東ソー	14,000	224	3,136,000
トクヤマ	8,000	485	3,880,000
セントラル硝子	6,000	418	2,508,000
東亜合成	6,000	366	2,196,000
ダイソー	3,000	226	678,000
関東電化工業	1,000	660	660,000
電気化学工業	11,000	380	4,180,000
イビデン	3,400	3,010	10,234,000
信越化学工業	7,600	5,030	38,228,000
エア・ウォーター	4,000	1,070	4,280,000
大陽日酸	7,000	824	5,768,000
日本パーカライジング	1,000	1,271	1,271,000
戸田工業	1,000	636	636,000
ステラケミファ	300	3,655	1,096,500
保土谷化学工業	2,000	295	590,000
日本触媒	3,000	801	2,403,000
大日精化工業	3,000	343	1,029,000
カネカ	6,000	555	3,330,000
協和発酵キリン	7,000	969	6,783,000
三菱瓦斯化学	9,000	520	4,680,000
三井化学	20,000	268	5,360,000
JSR	4,500	1,811	8,149,500
東京応化工業	1,100	1,625	1,787,500
三菱ケミカルホールディングス	26,000	432	11,232,000
日本合成化学工業	1,000	592	592,000
ダイセル化学工業	7,000	627	4,389,000
住友ベークライト	5,000	493	2,465,000
積水化学工業	11,000	616	6,776,000
日本ゼオン	5,000	513	2,565,000
アイカ工業	1,800	964	1,735,200

宇部興産	24,000	238	5,712,000
積水樹脂	1,000	784	784,000
旭有機材工業	2,000	213	426,000
日立化成工業	2,500	1,913	4,782,500
リケンテクノス	3,000	255	765,000
日本化薬	4,000	754	3,016,000
野村総合研究所	2,700	1,965	5,305,500
電通	4,600	2,378	10,938,800
ADEKA	2,600	846	2,199,600
日油	5,000	354	1,770,000
花王	12,700	2,280	28,956,000
三洋化成工業	2,000	539	1,078,000
武田薬品工業	16,800	4,025	67,620,000
アステラス製薬	10,000	3,290	32,900,000
大日本住友製薬	3,200	848	2,713,600
塩野義製薬	6,400	1,814	11,609,600
田辺三菱製薬	5,000	1,321	6,605,000
日本新薬	2,000	996	1,992,000
中外製薬	4,900	1,724	8,447,600
科研製薬	3,000	772	2,316,000
エーザイ	5,500	3,470	19,085,000
ロート製薬	2,000	1,018	2,036,000
小野薬品工業	2,600	4,035	10,491,000
久光製薬	1,600	3,235	5,176,000
持田製薬	2,000	848	1,696,000
大正製薬	5,000	1,629	8,145,000
参天製薬	1,700	2,884	4,902,800
エスエス製薬	2,000	705	1,410,000
ツムラ	1,700	2,650	4,505,000
テルモ	3,500	5,060	17,710,000
みらかホールディングス	1,200	2,825	3,390,000
キッセイ薬品工業	1,000	1,891	1,891,000
生化学工業	1,200	936	1,123,200
鳥居薬品	700	1,780	1,246,000
東和薬品	300	4,475	1,342,500
沢井製薬	400	5,560	2,224,000
ゼリア新薬工業	1,000	969	969,000
第一三共	14,100	1,745	24,604,500
キョーリン	1,000	1,309	1,309,000
日本ペイント	5,000	583	2,915,000
関西ペイント	6,000	747	4,482,000
中国塗料	2,000	601	1,202,000
太陽インキ製造	500	2,435	1,217,500
DIC	18,000	184	3,312,000
サカタインクス	2,000	439	878,000
東洋インキ製造	6,000	406	2,436,000
オリエンタルランド	1,300	6,450	8,385,000
ダスキン	1,900	1,644	3,123,600
パーク24	3,000	906	2,718,000
フジ・メディア・ホールディングス	45	126,900	5,710,500
ラウンドワン	1,100	565	621,500
リゾートトラスト	1,100	1,233	1,356,300
オービック	190	15,970	3,034,300
ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング	1,000	745	745,000
ヤフー	267	34,750	9,278,250
トレンドマイクロ	2,200	3,135	6,897,000
もしもしホットライン	650	1,781	1,157,650
日本オラクル	600	4,080	2,448,000
ソフトバンク・テクノロジー	700	696	487,200
ユー・エス・エス	660	5,910	3,900,600
オービックビジネスコンサルタント	250	4,130	1,032,500
伊藤忠テクノソリューションズ	700	2,878	2,014,600
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	2,200	429	943,800
大塚商会	400	5,700	2,280,000
富士フイルムホールディングス	10,100	2,969	29,986,900
コニカミノルタホールディングス	11,500	975	11,212,500

資生堂	8,000	2,001	16,008,000
ライオン	6,000	446	2,676,000
高砂香料工業	2,000	466	932,000
マンダム	600	2,483	1,489,800
ファンケル	1,200	1,788	2,145,600
コーセー	900	2,098	1,888,200
コニシ	700	994	695,800
小林製薬	700	3,690	2,583,000
日本高純度化学	2	293,900	587,800
荏原ユージライト	300	1,541	462,300
アース製薬	500	2,660	1,330,000
日本農薬	1,000	522	522,000
新日本石油	31,000	476	14,756,000
昭和シェル石油	4,000	612	2,448,000
コスモ石油	15,000	214	3,210,000
東燃ゼネラル石油	7,000	726	5,082,000
ピーピー・カストロール	1,500	315	472,500
新日鉱ホールディングス	19,500	443	8,638,500
AOCホールディングス	1,600	548	876,800
出光興産	600	6,630	3,978,000
横浜ゴム	7,000	407	2,849,000
東洋ゴム工業	6,000	211	1,266,000
ブリヂストン	14,400	1,528	22,003,200
住友ゴム工業	3,900	746	2,909,400
オカモト	4,000	367	1,468,000
アキレス	8,000	139	1,112,000
ニッタ	600	1,270	762,000
クリエートメディック	600	820	492,000
東海ゴム工業	1,100	1,228	1,350,800
三ツ星ベルト	3,000	397	1,191,000
バンドー化学	4,000	273	1,092,000
旭硝子	25,000	969	24,225,000
日本板硝子	16,000	246	3,936,000
日本電気硝子	9,000	1,253	11,277,000
住友大阪セメント	11,000	155	1,705,000
太平洋セメント	22,000	115	2,530,000
東海カーボン	5,000	507	2,535,000
日本カーボン	3,000	269	807,000
東洋炭素	200	4,905	981,000
ノリタケカンパニーリミテド	4,000	241	964,000
TOTO	8,000	610	4,880,000
日本碍子	6,000	1,866	11,196,000
日本特殊陶業	4,000	1,127	4,508,000
ダントーホールディングス	3,000	87	261,000
フジインコーポレーテッド	600	1,548	928,800
ニチアス	3,000	391	1,173,000
新日本製鐵	128,000	344	44,032,000
住友金属工業	81,000	269	21,789,000
神戸製鋼所	66,000	181	11,946,000
日新製鋼	21,000	186	3,906,000
中山製鋼所	4,000	128	512,000
合同製鐵	4,000	205	820,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	10,100	3,500	35,350,000
東京製鐵	2,700	1,030	2,781,000
共英製鋼	500	1,808	904,000
大和工業	1,400	2,905	4,067,000
淀川製鋼所	4,000	393	1,572,000
丸一鋼管	1,700	1,793	3,048,100
大同特殊鋼	8,000	366	2,928,000
日本金属工業	5,000	140	700,000
日本冶金工業	3,500	283	990,500
山陽特殊製鋼	3,000	368	1,104,000
愛知製鋼	3,000	391	1,173,000
日立金属	3,000	885	2,655,000
大平洋金属	4,000	718	2,872,000
日本電工	2,000	580	1,160,000

日本製鋼所	7,000	1,020	7,140,000
三菱製鋼	4,000	174	696,000
日本軽金属	18,000	120	2,160,000
三井金属鉱業	17,000	254	4,318,000
東邦亜鉛	4,000	409	1,636,000
三菱マテリアル	30,000	244	7,320,000
住友金属鉱山	13,000	1,345	17,485,000
DOWAホールディングス	7,000	520	3,640,000
古河機械金属	16,000	103	1,648,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	500	2,916	1,458,000
東邦チタニウム	1,000	1,656	1,656,000
住友軽金属工業	14,000	91	1,274,000
古河電気工業	17,000	454	7,718,000
住友電気工業	15,400	1,080	16,632,000
フジクラ	8,000	493	3,944,000
昭和電線ホールディングス	10,000	89	890,000
日立電線	5,000	246	1,230,000
リョービ	4,000	305	1,220,000
アサヒホールディングス	1,000	1,405	1,405,000
東洋製罐	3,700	1,574	5,823,800
横河ブリッジホールディングス	1,000	688	688,000
ハルテック	2,000	128	256,000
三和ホールディングス	6,000	274	1,644,000
住生活グループ	6,000	1,790	10,740,000
ノーリツ	1,100	1,270	1,397,000
長府製作所	800	2,186	1,748,800
リンナイ	900	4,655	4,189,500
ユニプレス	1,000	1,251	1,251,000
東プレ	1,700	728	1,237,600
高周波熱錬	1,300	577	750,100
東京製綱	4,000	237	948,000
日本発條	4,000	802	3,208,000
三浦工業	900	2,401	2,160,900
オークマ	4,000	600	2,400,000
東芝機械	3,000	395	1,185,000
アマダ	8,000	723	5,784,000
牧野フライス製作所	3,000	558	1,674,000
オーエスジー	2,600	914	2,376,400
旭ダイヤモンド工業	2,000	743	1,486,000
森精機製作所	2,500	1,029	2,572,500
ディスコ	500	5,370	2,685,000
豊田自動織機	3,900	2,463	9,605,700
島精機製作所	700	2,007	1,404,900
日阪製作所	1,000	862	862,000
ナブテスコ	2,000	1,152	2,304,000
三井海洋開発	400	1,624	649,600
S M C	1,600	11,650	18,640,000
新川	600	1,279	767,400
ホソカワミクロン	2,000	341	682,000
ユニオンツール	400	2,530	1,012,000
オイレス工業	1,000	1,380	1,380,000
サトー	900	1,184	1,065,600
日本エアーテック	700	432	302,400
小松製作所	20,300	1,915	38,874,500
住友重機械工業	12,000	500	6,000,000
日立建機	2,300	2,111	4,855,300
井関農機	5,000	281	1,405,000
T O W A	800	618	494,400
クボタ	21,000	814	17,094,000
東洋エンジニアリング	3,000	318	954,000
月島機械	1,000	575	575,000
新東工業	1,500	695	1,042,500
アイチ コーポレーション	1,800	369	664,200
小森コーポレーション	1,700	1,101	1,871,700
荏原製作所	11,000	454	4,994,000
西島製作所	600	1,958	1,174,800

千代田化工建設	4,000	875	3,500,000
ダイキン工業	4,900	3,590	17,591,000
オルガノ	1,000	581	581,000
トーヨーカネツ	4,000	188	752,000
栗田工業	2,800	2,503	7,008,400
椿本チエイン	3,000	404	1,212,000
日機装	2,000	587	1,174,000
新興プランテック	1,200	836	1,003,200
ダイフク	2,500	673	1,682,500
タダノ	3,000	457	1,371,000
フジテック	2,000	478	956,000
シーケーディ	1,800	695	1,251,000
平和	1,500	969	1,453,500
理想科学工業	800	942	753,600
SANKYO	1,500	4,400	6,600,000
アマノ	1,900	796	1,512,400
サンデン	4,000	362	1,448,000
ブラザー工業	5,800	1,017	5,898,600
マックス	1,000	938	938,000
グローリー	1,700	2,121	3,605,700
セガサミーホールディングス	4,900	1,131	5,541,900
リケン	3,000	331	993,000
ホシザキ電機	1,000	1,223	1,223,000
日本精工	10,000	674	6,740,000
NTN	11,000	409	4,499,000
ジェイテクト	4,500	950	4,275,000
不二越	6,000	259	1,554,000
ミネベア	8,000	515	4,120,000
日本トムソン	2,000	594	1,188,000
THK	3,100	1,881	5,831,100
キッツ	3,000	494	1,482,000
日立製作所	99,000	312	30,888,000
東芝	101,000	439	44,339,000
三菱電機	41,000	792	32,472,000
富士電機ホールディングス	16,000	247	3,952,000
東洋電機製造	1,000	610	610,000
安川電機	6,000	784	4,704,000
シンフォニアテクノロジー	5,000	203	1,015,000
明電舎	6,000	407	2,442,000
日立工機	1,700	992	1,686,400
マキタ	3,100	2,897	8,980,700
東芝テック	4,000	351	1,404,000
マブチモーター	800	5,080	4,064,000
日本電産	2,300	8,980	20,654,000
高岳製作所	3,000	294	882,000
ダイヘン	3,000	424	1,272,000
日新電機	2,000	425	850,000
大崎電気工業	1,000	813	813,000
オムロン	4,800	2,042	9,801,600
日東工業	1,300	908	1,180,400
IDEC	1,400	758	1,061,200
エルピーダメモリ	4,700	1,665	7,825,500
ジーエス・ユアサ コーポレーション	9,000	645	5,805,000
テクノメディカ	2	273,600	547,200
日本電気	54,000	249	13,446,000
富士通	45,000	553	24,885,000
沖電気工業	22,000	71	1,562,000
電気興業	3,000	491	1,473,000
サンケン電気	3,000	315	945,000
ナカヨ通信機	3,000	171	513,000
アイホン	700	1,559	1,091,300
NECエレクトロニクス	1,500	877	1,315,500
セイコーエプソン	3,600	1,580	5,688,000
ワコム	11	143,200	1,575,200
アルバック	800	2,305	1,844,000
ナナオ	600	2,177	1,306,200

日本信号	1,700	809	1,375,300	
日本無線	4,000	185	740,000	
パナソニック	43,200	1,331	57,499,200	
シャープ	23,000	1,064	24,472,000	
アンリツ	3,000	329	987,000	
日立国際電気	2,000	843	1,686,000	
ソニー	23,700	3,375	79,987,500	
TDK	2,500	5,630	14,075,000	
三洋電機	46,000	145	6,670,000	
ミツミ電機	1,700	1,899	3,228,300	
アルプス電気	4,200	561	2,356,200	
パイオニア	4,100	320	1,312,000	
日本電波工業	400	1,864	745,600	
フォスター電機	500	2,370	1,185,000	
ホシデン	1,600	1,140	1,824,000	
ヒロセ電機	900	9,800	8,820,000	
日立マクセル	400	1,741	696,400	
ユニデン	3,000	224	672,000	
アルパイン	1,300	1,102	1,432,600	
船井電機	500	3,780	1,890,000	
横河電機	4,900	781	3,826,900	
山武	1,500	2,136	3,204,000	
日本光電工業	1,000	1,532	1,532,000	
共和電業	2,000	252	504,000	

[次へ](#)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
堀場製作所	900	2,545	2,290,500	
アドバンテスト	3,500	2,180	7,630,000	
小野測器	1,000	286	286,000	
エスベック	800	606	484,800	
キーエンス	1,000	19,570	19,570,000	
日置電機	400	1,635	654,000	
シスメックス	900	5,450	4,905,000	
メガチップス	500	1,304	652,000	
デンソー	10,200	2,529	25,795,800	
コーセル	1,000	1,169	1,169,000	
日立メディコ	1,000	736	736,000	
スタンレー電気	3,400	1,658	5,637,200	
ウシオ電機	3,100	1,503	4,659,300	
日本電子	3,000	330	990,000	
カシオ計算機	4,800	721	3,460,800	
ファナック	4,500	9,120	41,040,000	
日本シイエムケイ	1,200	669	802,800	
ローム	2,400	6,260	15,024,000	
浜松ホトニクス	2,000	2,321	4,642,000	
新光電気工業	1,500	1,324	1,986,000	
京セラ	3,900	8,550	33,345,000	
太陽誘電	2,000	1,316	2,632,000	
村田製作所	4,700	4,795	22,536,500	
双葉電子工業	1,000	1,708	1,708,000	
日東電工	3,900	3,425	13,357,500	
パナソニック電工	9,000	1,129	10,161,000	
東海理化電機製作所	1,400	1,771	2,479,400	
ニチコン	1,800	1,065	1,917,000	
日本ケミコン	3,000	311	933,000	
三井造船	19,000	226	4,294,000	
日立造船	22,500	127	2,857,500	
佐世保重工業	4,000	193	772,000	
三菱重工業	75,000	348	26,100,000	
川崎重工業	37,000	237	8,769,000	
I H I	35,000	154	5,390,000	
日本車輛製造	2,000	532	1,064,000	
日産自動車	53,300	736	39,228,800	
いすゞ自動車	32,000	228	7,296,000	
トヨタ自動車	61,500	3,445	211,867,500	
日野自動車	8,000	358	2,864,000	
三菱自動車工業	103,000	121	12,463,000	
武蔵精密工業	600	1,859	1,115,400	
トヨタ車体	1,100	1,524	1,676,400	
日産車体	2,000	695	1,390,000	
関東自動車工業	1,300	675	877,500	
新明和工業	4,000	306	1,224,000	
極東開発工業	2,100	312	655,200	
日信工業	1,100	1,450	1,595,000	
トビー工業	6,000	185	1,110,000	
曙ブレーキ工業	2,200	462	1,016,400	
タチエス	1,100	929	1,021,900	
N O K	2,700	1,350	3,645,000	
カヤバ工業	4,000	323	1,292,000	
プレス工業	3,000	201	603,000	
カルソニックカンセイ	4,000	248	992,000	
ケーヒン	1,200	1,687	2,024,400	
アイシン精機	4,000	2,460	9,840,000	
マツダ	30,000	235	7,050,000	
ダイハツ工業	5,000	893	4,465,000	
本田技研工業	37,900	3,245	122,985,500	
スズキ	9,000	2,035	18,315,000	
富士重工業	17,000	439	7,463,000	
ヤマハ発動機	4,900	1,218	5,968,200	

ショーワ	1,600	577	923,200
小糸製作所	2,000	1,210	2,420,000
エクセディ	700	2,175	1,522,500
ミツバ	2,000	504	1,008,000
豊田合成	1,600	2,378	3,804,800
エフ・シー・シー	900	1,813	1,631,700
シマノ	2,000	3,995	7,990,000
タカタ	1,000	2,280	2,280,000
テイ・エス テック	1,000	1,584	1,584,000
カップ・クリエイト	400	1,773	709,200
エコトレーディング	700	900	630,000
ライトオン	500	661	330,500
菱食	600	2,145	1,287,000
良品計画	500	3,915	1,957,500
松田産業	600	1,670	1,002,000
メディカルホールディングス	4,500	1,036	4,662,000
アズワン	600	1,621	972,600
高速	900	630	567,000
コーナン商事	700	1,000	700,000
黒田電気	900	1,150	1,035,000
ネットワンシステムズ	14	97,700	1,367,800
エコス	900	570	513,000
ワタミ	800	1,673	1,338,400
ドン・キホーテ	1,000	2,321	2,321,000
西松屋チェーン	1,500	882	1,323,000
ゼンショー	2,400	713	1,711,200
サイゼリヤ	700	1,646	1,152,200
ガリバーインターナショナル	130	3,910	508,300
エスケイジャパン	800	325	260,000
スギホールディングス	800	2,181	1,744,800
島津製作所	5,000	687	3,435,000
スター精密	1,200	895	1,074,000
東京計器	3,000	128	384,000
東京精密	1,100	1,454	1,599,400
ニコン	8,200	2,060	16,892,000
トプコン	1,400	489	684,600
オリンパス	5,000	2,800	14,000,000
大日本スクリーン製造	6,000	420	2,520,000
キヤノン電子	700	2,034	1,423,800
タムロン	600	1,431	858,600
HOYA	10,400	2,322	24,148,800
キヤノン	27,400	4,000	109,600,000
リコー	15,000	1,330	19,950,000
日本電産サンキョー	2,000	754	1,508,000
シチズンホールディングス	6,300	634	3,994,200
パナダイナムコホールディングス	4,800	875	4,200,000
フランスベッドホールディングス	6,000	133	798,000
パイロットコーポレーション	7	115,000	805,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	1,100	812	893,200
トッパン・フォームズ	1,400	994	1,391,600
フジシールインターナショナル	600	1,875	1,125,000
タカラトミー	2,000	709	1,418,000
レック	400	1,646	658,400
プロネクス	1,300	535	695,500
凸版印刷	15,000	765	11,475,000
大日本印刷	15,000	1,195	17,925,000
日本写真印刷	800	3,275	2,620,000
藤森工業	700	1,261	882,700
アシックス	5,000	837	4,185,000
ローランド	600	936	561,600
エフピコ	200	4,100	820,000
ヤマハ	3,900	1,156	4,508,400
ビジョン	300	3,460	1,038,000
リンテック	1,100	1,760	1,936,000
イトーキ	2,500	217	542,500
任天堂	2,600	27,500	71,500,000

三菱鉛筆	800	1,264	1,011,200
タカスタンダード	3,000	536	1,608,000
コクヨ	3,200	728	2,329,600
ニフコ	1,300	2,107	2,739,100
岡村製作所	3,000	505	1,515,000
日本バルカー工業	4,000	178	712,000
伊藤忠商事	33,000	763	25,179,000
丸紅	38,000	554	21,052,000
三陽商会	3,000	332	996,000
長瀬産業	3,000	1,097	3,291,000
豊田通商	4,500	1,341	6,034,500
オンワードホールディングス	4,000	675	2,700,000
兼松	16,000	71	1,136,000
美津濃	3,000	407	1,221,000
ファミリーマート	1,600	2,750	4,400,000
三井物産	36,800	1,504	55,347,200
東京エレクトロン	3,800	5,890	22,382,000
日立ハイテクノロジーズ	1,700	1,857	3,156,900
東都水産	2,000	152	304,000
セイコーホールディングス	4,000	201	804,000
山善	3,500	337	1,179,500
住友商事	24,000	1,000	24,000,000
日本ユニシス	1,800	555	999,000
三菱商事	34,700	2,335	81,024,500
第一実業	3,000	229	687,000
キャノンマーケティングジャパン	2,100	1,179	2,475,900
ユアサ商事	11,000	80	880,000
阪和興業	5,000	381	1,905,000
ニプロ	1,000	1,775	1,775,000
岩谷産業	7,000	266	1,862,000
すてきなイスグループ	3,000	187	561,000
昭光通商	11,000	118	1,298,000
極東貿易	5,000	124	620,000
三愛石油	3,000	334	1,002,000
東京スタイル	2,000	642	1,284,000
ユニ・チャーム	900	8,680	7,812,000
デサント	2,000	490	980,000
東邦ホールディングス	1,400	1,192	1,668,800
サンゲツ	500	2,057	1,028,500
伊藤忠エネクス	2,400	439	1,053,600
ザ・トーカイ	3,000	512	1,536,000
サンリオ	2,000	802	1,604,000
リョーサン	1,100	2,100	2,310,000
三信電気	1,200	703	843,600
東陽テクニカ	1,000	745	745,000
モスフードサービス	400	1,549	619,600
加賀電子	1,000	898	898,000
三益半導体工業	600	1,185	711,000
立花エレテック	1,100	621	683,100
木曽路	800	1,913	1,530,400
千趣会	1,600	489	782,400
ケーヨー	1,900	436	828,400
アデランスホールディングス	700	1,028	719,600
上新電機	2,000	831	1,662,000
日本瓦斯	700	1,262	883,400
ベスト電器	2,500	242	605,000
ロイヤルホールディングス	1,300	919	1,194,700
島忠	1,300	1,903	2,473,900
チヨダ	900	1,083	974,700
カスミ	1,000	438	438,000
リンガーハット	700	1,077	753,900
AOKIホールディングス	900	1,138	1,024,200
オークワ	1,000	845	845,000
コメリ	700	2,390	1,673,000
青山商事	1,500	1,516	2,274,000
しまむら	500	7,860	3,930,000

高島屋	6,000	740	4,440,000
松屋	1,100	775	852,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	4,000	622	2,488,000
ニッセンホールディングス	2,300	327	752,100
バルコ	1,900	740	1,406,000
丸井グループ	6,400	654	4,185,600
クレディセゾン	3,800	1,266	4,810,800
セディナ	3,700	153	566,100
ダイエー	2,400	295	708,000
イズミヤ	2,000	406	812,000
イオン	16,200	926	15,001,200
ユニー	3,600	696	2,505,600
イズミ	1,800	1,068	1,922,400
平和堂	1,400	1,115	1,561,000
フジ	900	1,700	1,530,000
ヤオコー	300	2,703	810,900
ゼビオ	700	1,780	1,246,000
ケーズホールディングス	900	2,629	2,366,100
新生銀行	28,000	104	2,912,000
あおぞら銀行	19,000	120	2,280,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	335,100	457	153,140,700
りそなホールディングス	12,800	1,091	13,964,800
中央三井トラスト・ホールディングス	27,000	330	8,910,000
三井住友フィナンシャルグループ	32,000	2,867	91,744,000
第四銀行	6,000	300	1,800,000
北越銀行	7,000	147	1,029,000
西日本シティ銀行	17,000	244	4,148,000
札幌北洋ホールディングス	6,300	377	2,375,100
千葉銀行	19,000	512	9,728,000
横浜銀行	32,000	419	13,408,000
常陽銀行	18,000	367	6,606,000
群馬銀行	11,000	477	5,247,000
武蔵野銀行	700	2,490	1,743,000
千葉興業銀行	1,200	668	801,600
筑波銀行	1,800	255	459,000
東京都民銀行	1,000	1,155	1,155,000
七十七銀行	8,000	489	3,912,000
青森銀行	3,000	220	660,000
秋田銀行	4,000	350	1,400,000
山形銀行	3,000	380	1,140,000
岩手銀行	300	5,040	1,512,000
東邦銀行	4,000	293	1,172,000
東北銀行	5,000	140	700,000
みちのく銀行	3,000	180	540,000
ふくおかフィナンシャルグループ	20,000	335	6,700,000
静岡銀行	15,000	789	11,835,000
十六銀行	6,000	354	2,124,000
スルガ銀行	5,000	792	3,960,000
八十二銀行	8,000	493	3,944,000
山梨中央銀行	3,000	379	1,137,000
大垣共立銀行	5,000	307	1,535,000
福井銀行	4,000	293	1,172,000
北國銀行	5,000	322	1,610,000
清水銀行	200	3,530	706,000
滋賀銀行	4,000	547	2,188,000
南都銀行	5,000	488	2,440,000
百五銀行	4,000	405	1,620,000
京都銀行	8,000	775	6,200,000
三重銀行	3,000	227	681,000
ほくほくフィナンシャルグループ	33,000	187	6,171,000
広島銀行	14,000	372	5,208,000
山陰合同銀行	3,000	721	2,163,000
中国銀行	4,000	1,153	4,612,000
鳥取銀行	2,000	243	486,000
伊予銀行	5,000	786	3,930,000
百十四銀行	5,000	334	1,670,000

四国銀行	4,000	299	1,196,000
阿波銀行	4,000	500	2,000,000
鹿児島銀行	3,000	622	1,866,000
大分銀行	3,000	324	972,000
宮崎銀行	3,000	273	819,000
肥後銀行	4,000	474	1,896,000
佐賀銀行	3,000	255	765,000
十八銀行	4,000	256	1,024,000
沖縄銀行	500	3,440	1,720,000
琉球銀行	1,100	989	1,087,900
住友信託銀行	40,000	508	20,320,000
みずほ信託銀行	45,000	88	3,960,000
八千代銀行	300	1,994	598,200
みずほフィナンシャルグループ	380,200	185	70,337,000
紀陽ホールディングス	20,000	114	2,280,000
山口フィナンシャルグループ	5,000	963	4,815,000
芙蓉総合リース	600	2,741	1,644,600
興銀リース	900	1,653	1,487,700
東京センチュリーリース	1,600	1,265	2,024,000
SBIホールディングス	423	16,350	6,916,050
日本証券金融	2,600	664	1,726,400
長野銀行	2,000	173	346,000
名古屋銀行	5,000	339	1,695,000
愛知銀行	200	6,860	1,372,000
第三銀行	3,000	241	723,000
中京銀行	3,000	264	792,000
東日本銀行	4,000	173	692,000
愛媛銀行	4,000	256	1,024,000
トマト銀行	3,000	179	537,000
みなと銀行	6,000	113	678,000
京葉銀行	4,000	415	1,660,000
関西アーバン銀行	6,000	144	864,000
栃木銀行	3,000	372	1,116,000
北日本銀行	200	2,351	470,200
香川銀行	2,000	296	592,000
徳島銀行	2,000	296	592,000
福島銀行	10,000	49	490,000
大東銀行	6,000	64	384,000
リコーリース	400	2,155	862,000
イオンクレジットサービス	2,600	988	2,568,800
アコム	1,360	1,346	1,830,560
プロミス	2,150	750	1,612,500
ジャックス	3,000	194	582,000
日立キャピタル	1,600	1,229	1,966,400
オリックス	2,330	6,990	16,286,700
三菱UFJリース	1,240	3,280	4,067,200
ジャフコ	800	2,215	1,772,000
大和証券グループ本社	39,000	443	17,277,000
野村ホールディングス	86,700	651	56,441,700
みずほ証券	10,000	265	2,650,000
みずほインベスターズ証券	14,000	92	1,288,000
岡三証券グループ	5,000	404	2,020,000
丸三証券	2,400	525	1,260,000
東洋証券	6,000	166	996,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	7,000	343	2,401,000
光世証券	11,000	95	1,045,000
水戸証券	4,000	209	836,000
いちよし証券	2,100	600	1,260,000
松井証券	3,500	606	2,121,000
だいこう証券ビジネス	1,300	373	484,900
マネックスグループ	30	43,900	1,317,000
カブドットコム証券	11	91,700	1,008,700
極東証券	1,300	827	1,075,100
岩井証券	1,500	558	837,000
フィデアホールディングス	2,900	147	426,300
池田泉州ホールディングス	14,300	184	2,631,200

三井住友海上グループホールディングス	10,200	2,348	23,949,600
ソニーフィナンシャルホールディングス	17	258,900	4,401,300
日本興亜損害保険	18,000	565	10,170,000
損害保険ジャパン	23,000	633	14,559,000
ニッセイ同和損害保険	5,000	451	2,255,000
あいおい損害保険	12,000	449	5,388,000
富士火災海上保険	9,000	100	900,000
東京海上ホールディングス	17,600	2,520	44,352,000
T & Dホールディングス	7,550	1,951	14,730,050
三井不動産	21,000	1,560	32,760,000
三菱地所	33,000	1,457	48,081,000
平和不動産	5,500	292	1,606,000
東京建物	10,000	328	3,280,000
ダイビル	1,800	699	1,258,200
東急不動産	11,000	337	3,707,000
住友不動産	11,000	1,687	18,557,000
大京	6,000	171	1,026,000
テオーシー	2,600	356	925,600
レオパレス21	3,600	418	1,504,800
ゴールドクレスト	410	2,386	978,260
アーネストワン	900	831	747,900
イオンモール	2,400	1,644	3,945,600
リサ・パートナーズ	9	51,900	467,100
エヌ・ティ・ティ都市開発	35	72,900	2,551,500
東武鉄道	22,000	493	10,846,000
相鉄ホールディングス	9,000	391	3,519,000
東京急行電鉄	29,000	382	11,078,000
京浜急行電鉄	12,000	727	8,724,000
小田急電鉄	16,000	753	12,048,000
京王電鉄	14,000	611	8,554,000
京成電鉄	9,000	542	4,878,000
東日本旅客鉄道	8,100	6,090	49,329,000
西日本旅客鉄道	40	311,000	12,440,000
東海旅客鉄道	39	672,000	26,208,000
西日本鉄道	6,000	356	2,136,000
近畿日本鉄道	39,000	281	10,959,000
阪急阪神ホールディングス	33,000	416	13,728,000
南海電気鉄道	10,000	363	3,630,000
京阪電気鉄道	11,000	374	4,114,000
名糖運輸	900	793	713,700
名古屋鉄道	18,000	265	4,770,000
日本通運	21,000	373	7,833,000
ヤマトホールディングス	9,000	1,201	10,809,000
山九	6,000	425	2,550,000
日新	3,000	197	591,000
センコー	3,000	323	969,000
日本梱包運輸倉庫	1,000	1,020	1,020,000
福山通運	4,000	456	1,824,000
セイノーホールディングス	4,000	649	2,596,000
神奈川中央交通	2,000	503	1,006,000
日立物流	1,100	1,295	1,424,500
日本郵船	33,000	342	11,286,000
商船三井	23,000	609	14,007,000
川崎汽船	13,000	347	4,511,000
新和海運	2,000	275	550,000
乾汽船	900	688	619,200
飯野海運	2,900	535	1,551,500
第一中央汽船	3,000	252	756,000
全日本空輸	65,000	266	17,290,000
三菱倉庫	4,000	1,098	4,392,000
三井倉庫	3,000	340	1,020,000
住友倉庫	4,000	403	1,612,000
澁澤倉庫	2,000	298	596,000
宇徳	1,400	236	330,400
上組	5,000	701	3,505,000
サンリツ	700	529	370,300

近鉄エクスプレス	500	2,410	1,205,000
東京放送ホールディングス	2,900	1,306	3,787,400
日本テレビ放送網	390	12,550	4,894,500
テレビ朝日	17	139,500	2,371,500
テレビ東京	200	1,859	371,800
スカパーJ S A Tホールディングス	44	40,150	1,766,600
アイ・ティー・シーネットワーク	8	199,000	1,592,000
イー・アクセス	31	71,100	2,204,100
日本電信電話	18,400	3,875	71,300,000
K D D I	69	470,500	32,464,500
光通信	700	1,495	1,046,500
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	390	138,000	53,820,000
学研ホールディングス	3,000	208	624,000
ゼンリン	900	1,073	965,700
角川グループホールディングス	600	2,120	1,272,000
東京電力	27,100	2,420	65,582,000
中部電力	14,200	2,345	33,299,000
関西電力	17,700	2,115	37,435,500
中国電力	6,300	1,847	11,636,100
北陸電力	4,500	1,985	8,932,500
東北電力	11,000	1,936	21,296,000
四国電力	4,700	2,542	11,947,400
九州電力	9,700	2,010	19,497,000
北海道電力	4,200	1,756	7,375,200
沖縄電力	400	4,920	1,968,000
電源開発	3,500	3,025	10,587,500
東京瓦斯	51,000	394	20,094,000
大阪瓦斯	46,000	328	15,088,000
東邦瓦斯	15,000	504	7,560,000
北海道瓦斯	7,000	241	1,687,000
西部瓦斯	10,000	257	2,570,000
静岡瓦斯	2,500	525	1,312,500
松竹	3,000	767	2,301,000
東宝	3,500	1,484	5,194,000
エイチ・アイ・エス	600	1,767	1,060,200
東映	3,000	464	1,392,000
エヌ・ティ・ティ・データ	31	288,500	8,943,500
スバル興業	2,000	257	514,000
東京ドーム	5,000	257	1,285,000
D T S	900	871	783,900
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,400	1,853	2,594,200
カブコン	1,100	1,620	1,782,000
日本空港ビルデング	1,400	1,348	1,887,200
トランス・コスモス	900	672	604,800
住商情報システム	700	1,222	855,400
藤田観光	2,000	355	710,000
日本管財	500	1,530	765,000
セコム	4,500	4,115	18,517,500
日本システムウエア	1,800	278	500,400
メイテック	900	1,730	1,557,000
T K C	1,000	1,663	1,663,000
アサツー ディ・ケイ	1,100	1,813	1,994,300
富士ソフト	800	1,504	1,203,200
応用地質	1,000	746	746,000
日本システムディベロップメント	1,600	1,042	1,667,200
コナミ	2,400	1,730	4,152,000
ベネッセホールディングス	1,700	4,170	7,089,000
イオンディライト	500	1,159	579,500
ニチイ学館	1,400	821	1,149,400
ダイセキ	1,000	1,763	1,763,000
トラスコ中山	1,000	1,362	1,362,000
ヤマダ電機	2,180	6,240	13,603,200
オートバックスセブン	700	2,767	1,936,900
ニトリ	950	7,110	6,754,500
吉野家ホールディングス	16	99,100	1,585,600
加藤産業	600	1,482	889,200

因幡電機産業	700	2,082	1,457,400	
住金物産	4,000	194	776,000	
プレナス	900	1,227	1,104,300	
アークス	1,000	1,202	1,202,000	
パロー	1,600	737	1,179,200	
ミスミグループ本社	1,700	1,788	3,039,600	
ファーストリテイリング	1,000	16,420	16,420,000	
ソフトバンク	19,100	2,242	42,822,200	
スズケン	1,900	3,000	5,700,000	
サンドラッグ	900	2,164	1,947,600	
合計	6,857,042		5,620,892,670	

先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 10,000株  
エヌ・ティ・ティ・ドコモ 150株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成22年4月26日現在)

資産総額	156,284,513 円
負債総額	123,618 円
純資産総額 ( - )	156,160,895 円
発行済数量	128,668,202 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.2137 円

(参考) マザーファンドの現況

MDAM・TOPIXマザーファンド

## 純資産額計算書

(平成22年4月26日現在)

資産総額	5,946,722,555 円
負債総額	25,000,000 円
純資産総額 ( - )	5,921,722,555 円
発行済数量	4,421,174,294 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3394 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	3,212,291,432	1,432,466
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	67,490,755	1,683,142,902
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	66,360,870	526,319,466
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	60,289,581	1,073,598,350
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	27,512,412	36,713,322
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	23,474,826	19,481,024
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	28,396,499	15,581,182

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年4月26日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	252,173 百万円
合 計	46 本	252,173 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,506,938	4,991,495
前払費用	65,550	74,359
未収入金	713	-
未収委託者報酬	282,746	197,729
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 666,711	<sup>1</sup> 563,651
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 155,620	<sup>1</sup> 149,263
繰延税金資産	102,141	59,785
未収還付法人税等	-	184,402
その他	5,127	14,729
流動資産合計	6,785,549	6,235,417
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 85,293	<sup>2</sup> 77,307
器具備品	<sup>2</sup> 137,550	<sup>2</sup> 185,794
有形固定資産合計	222,843	263,101
無形固定資産		
ソフトウェア	15,660	55,251
電話加入権	6,662	6,662
その他	945	745
無形固定資産合計	23,267	62,658
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 229,426	<sup>1</sup> 204,426
長期前払費用	545	455
繰延税金資産	55,523	31,097
施設利用権	52,933	49,000
貸倒引当金	46,600	48,000
投資その他の資産合計	291,828	236,979
固定資産合計	537,940	562,739
資産合計	7,323,490	6,798,156

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,941	10,129
未払金	388,509	285,007
未払収益分配金	12	63
未払償還金	26,358	26,039
未払手数料	162,523	111,698
その他未払金	199,614	147,206
未払費用	52,348	63,296
未払法人税等	255,570	-
未払消費税等	33,356	-
賞与引当金	133,063	111,651
流動負債合計	869,790	470,085
固定負債		
退職給付引当金	96,563	34,527
固定負債合計	96,563	34,527
負債合計	966,354	504,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計	4,696,692	4,633,099
株主資本合計	6,357,135	6,293,543
純資産合計	6,357,135	6,293,543
負債・純資産合計	7,323,490	6,798,156

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,260,361	2,671,697
運用受託報酬	2,146,244	1,895,368
投資助言報酬	296,031	285,808
営業収益合計	5,702,637	4,852,874
営業費用		
支払手数料	1,905,786	1,539,781
広告宣伝費	42,531	27,273
公告費	1,528	2,008
調査費	619,244	631,638
調査費	368,810	275,877
委託調査費	250,433	355,760
委託計算費	187,638	223,105
営業雑経費	133,623	117,560
通信費	19,826	18,545
印刷費	103,828	89,443
協会費	5,971	6,540
諸会費	2,724	3,030
営業雑費	1,271	-
営業費用合計	2,890,352	2,541,367
一般管理費		
給料	1,049,089	1,229,342
役員報酬	44,133	60,179
給料・手当	751,153	963,583
賞与	253,802	205,578
その他報酬	23,940	42,327
賞与引当金繰入	133,063	111,651
退職金	-	17,750
福利厚生費	172,244	194,539
交際費	5,285	5,155
旅費交通費	31,720	37,766
租税公課	19,409	16,954
不動産賃借料	258,190	256,749
退職給付費用	50,414	1,477
貸倒引当金繰入	-	1,400
固定資産減価償却費	45,412	65,199
諸経費	164,042	151,288
一般管理費合計	1,952,814	2,128,647
営業利益	859,470	182,858

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,575	14,568
償還金等時効完成分	16,743	122
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,130	<sup>1</sup> 1,747
雑益	1,456	178
営業外収益合計	28,906	16,618
営業外費用		
為替差損	2	-
償還金等時効完成分支払額	40	3,264
雑損	-	217
営業外費用合計	42	3,481
経常利益	888,333	195,995
特別利益	-	-
特別損失		
有価証券評価損	819	-
固定資産除却損	<sup>2</sup> 1,653	<sup>2</sup> 3,080
和解金	<sup>3</sup> 83,525	-
商号変更費用	-	36,617
ゴルフ会員権償還損	-	633
特別損失合計	85,998	40,330
税引前当期純利益	802,335	155,664
法人税、住民税及び事業税	376,035	2,475
法人税等調整額	59,708	66,781
法人税等合計	316,326	69,257
当期純利益	486,008	86,407

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	295	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	295	-
当期変動額合計	295	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,235,346	1,521,650
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	295	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,304	63,592
当期末残高	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計		
前期末残高	4,410,683	4,696,692
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592
当期末残高	4,696,692	4,633,099
株主資本合計		
前期末残高	6,071,127	6,357,135
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592
当期末残高	6,357,135	6,293,543

## 重要な会計方針

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）</p> <p>(2)時価のないもの 総平均法による原価法</p>	
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法</p> <p>平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>

<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>
<p>4. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>_____</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 同 左</p>

## 表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>1.（貸借対照表） 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。</p>	<p>1.（損益計算書） 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であり、また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 60,908千円 器具備品 230,076千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 68,895千円 器具備品 198,399千円</p>

## (損益計算書関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。</p> <p>3 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

## (リース取引関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

(有価証券関係)

第22期（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

第23期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金) (千円)	256,212
(2)年金資産 (千円)	159,648
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	96,563
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用	50,414
(1)勤務費用 (千円)	50,414

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	1,477

(ストック・オプション等関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払事業税 20,393	未払費用否認 6,257
未払費用否認 15,522	賞与引当金繰入限度超過額 45,431
賞与引当金繰入額否認 54,644	ゴルフ会員権評価損否認 2,441
ゴルフ会員権評価損否認 18,052	貸倒引当金繰入限度超過額 19,531
貸倒引当金繰入限度超過額 18,962	未払福利厚生費否認 11,151
未払福利厚生費否認 9,878	退職給付引当金繰入限度超過額 14,049
退職給付引当金繰入限度超過額 39,292	税務上の繰越欠損金 16,672
その他 2,325	税務上の前払費用 6,664
繰延税金資産小計 179,068	その他 2,335
評価性引当額 21,403	繰延税金資産小計 124,533
繰延税金資産合計 157,665	評価性引当額 21,972
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 102,561
繰延税金資産の純額 157,665	繰延税金負債
	未収還付事業税 11,677
	繰延税金負債合計 11,677
	繰延税金資産の純額 90,883
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84%
	評価性引当額 0.37%
	住民税均等割 1.47%
	その他 0.12%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%

(企業結合等関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。  
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
(注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

( 追加情報 )

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。  
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

## (1株当たり情報)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,494円56銭	1株当たり純資産額	499,447円91銭
1株当たり当期純利益	38,569円04銭	1株当たり当期純利益	6,857円17銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,357,135	6,293,543
普通株式に係る純資産額(千円)	6,357,135	6,293,543
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

## 1株当たり当期純利益

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	486,008	86,407
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益	486,008	86,407
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

## (重要な後発事象)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)  
該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)  
該当事項はありません。

中間財務諸表等  
 中間財務諸表  
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金・預金	5,069,262
未収委託者報酬	215,942
未収運用受託報酬	629,114
未収投資助言報酬	131,786
繰延税金資産	43,750
その他	101,358
流動資産合計	6,191,215
<b>固定資産</b>	
有形固定資産	<sup>1</sup> 234,500
無形固定資産	55,658
投資その他の資産	238,692
長期差入保証金	204,426
繰延税金資産	32,856
その他	49,410
貸倒引当金	48,000
固定資産合計	528,851
資産合計	6,720,066
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払償還金	30,934
未払手数料	119,147
未払法人税等	5,863
賞与引当金	76,739
その他	<sup>2</sup> 180,016
流動負債合計	412,702
<b>固定負債</b>	
退職給付引当金	25,242
固定負債合計	25,242
負債合計	437,944
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,446,636
利益剰余金合計	4,621,678
株主資本合計	6,282,122
純資産合計	6,282,122
負債純資産合計	6,720,066

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成21年4月1日	
至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,133,151
運用受託報酬	854,159
投資助言報酬	125,511
営業収益合計	2,112,822
営業費用	
支払手数料	641,354
その他営業費用	460,195
営業費用合計	1,101,549
一般管理費	<sup>1</sup> 993,250
営業利益	18,022
営業外収益	<sup>2</sup> 15,978
営業外費用	-
経常利益	34,000
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	34,000
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	14,276
法人税等合計	15,421
中間純利益	18,579

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,458,057
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	1,446,636
利益剰余金合計	
前期末残高	4,633,099
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	4,621,678
株主資本合計	
前期末残高	6,293,543
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	6,282,122

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	72,593千円
器具備品	222,830千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	28,601千円
無形固定資産	7,229千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	5,279千円
償還金等時効完成分	2,242千円
保険契約返戻金・配当金	1,738千円
還付加算金	5,459千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（平成21年9月30日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,541円56銭
1株当たり中間純利益	1,474円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	18,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	18,579
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

## (重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

（平成21年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

（平成22年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

#### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は11,340株（持株比率90.0%）です。

#### 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

##### 1.名称、資本金の額及び事業の内容

(A)名称	: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(B)資本金の額	: 平成21年3月31日現在、10,000百万円
(C)事業の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

##### 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

##### 3.資本金関係

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。
- (3) 目論見書に商品分類および属性区分の一覧表、用語解説等を掲載します。
- (4) 目論見書に、当ファンドの信託約款を添付します。届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (7) 目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月28日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM・TOPIXオープンの平成21年3月11日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM・TOPIXオープンの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーTOPIXオープンの平成20年3月11日から平成21年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーTOPIXオープンの平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。